

熊 賃 審 発 第 ○ 号
令和 7 年 9 月 22 日

熊 本 労 働 局 長
金 谷 雅 也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会 長 倉 田 賀 世

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について（建議）

今年度の熊本県最低賃金の改正決定の調査審議において、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう一層の環境整備が必要であることについては全委員の共通の認識であった。

このため、国においては、熊本県や県内の市町村、県内の経済団体、労働団体等と連携し、下記の取組を推進するよう、最低賃金法第 21 条の規定に基づき建議する。

記

1 生産性向上等の支援について

- (1) 可能な限り多くの県内企業が、政府の掲げる生産性向上等の支援策や経営支援策を活用できるよう、引き続き周知広報の徹底を図ること。
- (2) 令和 7 年 9 月から拡充された「業務改善助成金」並びに「ものづくり補助金」、「IT 補助金」及び「省力化補助金」が十分に活用されるよう周知広報を徹底すること。併せて、最低賃金引き上げの影響をより強く受ける中小企業・小規模事業者が、これらを容易に活用できるよう、要件の緩和や手続きの負担軽減を推進すること。
- (3) 上記(2)を踏まえ、熊本県版の「令和 7 年度 賃金引き上げ支援パッケージ」の改定を行うとともに、内容を一層充実させ、周知を図ること。
- (4) 熊本県においても政府が示す交付金等を最大限活用するなど支援策の更なる充実が図られるとともに、県内の市町村においても地域の実情に応じた支援策が講じられるよう、働きかけを行うこと。

2 価格転嫁対策等について

- (1) 官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底を図り、とりわけ、弱

い立場に置かれがちな中小企業・小規模事業者の取引条件改善を後押しすること。

- (2) 県内の地方公共団体が行う契約においても、官公需法に基づく「令和7年度中小企業者に関する国等の契約基本方針（令和7年4月22日閣議決定）」に沿って、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労務者に対して最低賃金以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮することについて働きかけを行うこと。

また、複数年度にわたる物件及び役務の契約についても、受注者からの申出がなくとも年に1回以上の協議を行い、必要に応じて契約金額の変更を行うことについて働きかけを行うこと。

- (3) 令和8年1月1日から施行予定の「中小受託取引適正化法（下請法改正）」について周知を図るとともに、施行後、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施すること。
- (4) 県内16団体で締結されている「価格転嫁の円滑化に関する協定書」に基づく取組を引き続き連携して行うこと。

3 「年収の壁」への支援について

社会保険関係の「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ（キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース・短時間労働者労働時間延長支援コース）、社会保険適用促進手当、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化など）」の一層の活用を図ること。

以上

令和 7 年 9 月 17 日

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世 殿

熊本地方最低賃金審議会運営小委員会

委員長 倉田 賀世

熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金他 2 件の改正決定の必要性の有無について
(報告)

当小委員会は、令和 7 年 7 月 15 日熊本地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、下記 1 のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記 2 のとおりである。

記

1 改正決定の必要性について

- (1) 熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金について、改正決定する必要がある。
- (2) 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める。
- (3) 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める。

2 小委員会委員

(1) 公益代表委員

泉 潤、 倉田 賀世、 本田 悟士、 森口 千弘

(2) 労働者代表委員

齊藤 智洋、 西 広継、 山本 寛

(3) 使用者代表委員

岩永 秀則、 浦田 隆治